

船橋市国民健康保険運営協議会委員の選考に関する審査要領

令和6年6月～8月に実施する船橋市国民健康保険運営協議会委員の選考について、必要な事項を下記1～3のとおり定める。

1. 公募委員の選考方法及び評価基準

(1) 船橋市国民健康保険運営協議会委員の公募等に関する基準第3条第1項に規定する「形式審査」について、応募資格を全て満たしていることを確認する。

(2) 船橋市国民健康保険運営協議会委員の公募等に関する基準第3条第2項に規定する「選考委員による選考」について、選考委員は提出された論文を下記の評価基準に基づいて採点を行うものとする。

No.	評価項目	配点
1	国民健康保険への関心度	5点
2	保険制度に対する理解	5点
3	文章の構成・表現力	5点
4	総合評価	10点
	書面審査評価点合計	25点

①上記評価基準において、選考委員による採点の平均が書面審査の評価点の配点（25点）の2分の1に満たない場合には落選とする。

②選考委員ごとに評価点の大きい応募者の順に、1位に1点、2位に2点、3位に3点（以下同様）を付与する。

ただし、評価点が同じ応募者が複数となった場合には、当該順位及びその下位にあたる順位点の合計を当該順位の応募者の数で除して得た値を順位点とする。

③応募者ごとに順位点を合計し、順位点の合計が小さい者を上位とする。

ただし、順位点の合計が同数となった場合には、1位獲得数が多い者から上位とする。1位獲得数が同数の場合には順に2位、3位と獲得数が多い者から上位とし、それでも差がつかない場合には、合計評価点が高い者から上位とする。

2. 公募委員の委嘱

選定した候補者に対して意思確認等を行ったうえで、速やかに委嘱を行う。辞退の申し出があった場合には、次に上位の応募者を候補者とする等、選考委

員会にて協議するものとする。

3. 結果の通知

選考結果は、書面により全員に通知する。